

Lアラート<sup>®</sup>

# サービス利用規約

2026年3月13日改正

第 1.22 版



一般財団法人

マルチメディア振興センター

Foundation for MultiMedia Communications

## 改正履歴

日付	版	改正内容
平成 23 年 5 月 25 日	1.0	初版発行
平成 24 年 4 月 2 日	1.1	一般財団法人への移行による財団名の変更
平成 25 年 4 月 1 日	1.2	協力事業者に関する規定の追加等
平成 25 年 11 月 1 日	1.3	受信した情報の提供に営利を求めないことの明確化等
平成 26 年 12 月 1 日	1.4	協力事業者に関する規定の変更
平成 27 年 4 月 1 日	1.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本要綱の改正に伴う名称等の変更</li> <li>・ 情報伝達者に特定情報伝達者と一般情報伝達者の区分を設定</li> <li>・ 協力事業者に特定協力事業者と一般協力事業者の区分を設定</li> <li>・ 中間伝達者を削除</li> <li>・ サービス利用申込にあたり一般情報伝達者、特別利用者、協力事業者に対して対面審査を行うことを明記(第11条第1項)</li> <li>・ サービス利用資格審査の標準処理時間を変更(第11条第3項)</li> <li>・ 一般情報伝達者、協力事業者、特別利用者(官公庁を除く。)に対して利用契約期間を設定し、継続利用の場合は利用継続申請を行うことを明記(第14条関連)</li> <li>・ 利用者設備を設置し本サービスと接続する場合、接続申請を行うことを明記(第26条の3)</li> <li>・ コモンズツールの利用条件と利用者の責務を明記(第28条第5項)</li> <li>・ 情報発信者はサービス利用の開始に先立ち、発信予定の全情報種別に対して情報発信検査に合格が必要であることを明記(第30条第1項)</li> <li>・ システム連携を行うサービス利用者等(特別利用者除く)はサービス利用の開始に先立ち、適合検査に合格が必要であることを明記(第30条第2項)</li> <li>・ 情報発信者は本番情報発信に先立ち、財団に通知することを明記(第30条第3項)</li> <li>・ 情報発信者が公共情報コモンズから得た情報を自らの媒体を利用して伝達するための条件を規定(第32条第3項)</li> <li>・ 一般情報伝達者、特別利用者(官公庁除く。)、協力事業者に対してサービスの利用状況及び活動状況の報告を明記(第33条第6項、第37条第5項、第37条の2第9項)</li> <li>・ 協力事業者はサービス利用者等に利用者設備を販売又は提供した場合の当該団体名の報告を明記(第37条の2第8項)</li> <li>・ コモンズツールを市町村に使用させる場合における都道府県の責務を明記(別紙5)</li> </ul>

日付	版	改正内容
平成 27 年 7 月 1 日	1.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別利用者に官公庁から委託を受けて実証実験を行おうとする民間事業者を追加</li> <li>・ 諮問機関の構成員の構成要件を明記</li> <li>・ 特別利用者が災害等公共情報を利用する際の条件を追記</li> </ul>
平成 27 年 12 月 25 日	1.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共情報コモンズの商標に関する記述をLアラートの商標に変更</li> <li>・ サービス名称を公共情報コモンズからLアラートに変更(2条(3))</li> <li>・ 商標の利用に関する細則を追加</li> <li>・ 特別利用者の定義の表現を変更(2条(8))</li> <li>・ 協力事業者の定義の表現を変更(2条(8-2))</li> <li>・ 利用者設置ノードの定義の表現を「サービス利用者が設置し、財団が認めるもの」を「サービス利用者が設置、運用するもの」に変更(2条(12))</li> <li>・ 利用申込は、当該団体の代表者が行う必要があることを明記(9条)</li> <li>・ 利用責任者、技術担当者の変更の連絡方法を変更(9条の2の2項)</li> <li>・ 財団が協力事業者の提供する設備又はサービスの可用性及び適合性について保証しないことを明記(18条2項(5))</li> <li>・ 公共情報コモンズセンターをLアラート運用センターに変更(22条)</li> <li>・ 利用者設備の接続に当たり、財団が実施する検査に合格する必要があることを明記(26条の2の3項)</li> <li>・ 都道府県の責務を記載(第31条第7項)</li> <li>・ 情報発信者が情報の発信を行えない場合の早急な復旧と財団への報告義務を明記(31条6項)</li> <li>・ 情報伝達者が情報の伝達を行えない場合の早急な復旧と財団への報告義務を明記(33条7項)</li> <li>・ 協力事業者が情報の発信もしくは伝達が行えない場合の早急な復旧と財団への報告義務を明記(37条7項)</li> <li>・ 特別利用者の責務と権限の規定を分割(35条、36条)</li> <li>・ 特定協力事業者とLアラートへの接続サービスを提供する一般協力事業者に対して、協力事業者における連携システムの接続に関する契約を締結する必要があることを明記(37条5項)</li> <li>・ 協力事業者の責務と権限の規定を分割(37条、37条の2)</li> <li>・ 第41条(秘密情報等の取り扱い)に違反する行為を禁止事項に追記(40条)</li> <li>・ 平成28年9月30日の時点において、TVCML又はHTML/RSSを利用している接続者について、その継続利用の申請を行った場合に限り、一定の条件の下で平成33年9月30日までの利用を許可することを記載。(別紙1)</li> <li>・ 利用者設置ノードに関する記述を修正(別紙1)</li> <li>・ 秘密事項に全国ノード及びテストノードの接続に関する情報</li> </ul>

日付	版	改正内容
		を追加(別紙 3)
平成 28 年 12 月 1 日	1.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 18 条「財団が一般的に提供する本サービスの内容は、別紙「Lアラートサービス項目」に定めるとおりとします。」を「財団が一般的に提供する本サービスの内容は、別紙 1「Lアラートサービス項目」に定めるとおりとします。」に修正</li> <li>別紙1 Lアラートサービス サービス項目でコモンズエディタ2を追記</li> </ul>
平成 29 年 4 月 8 日	1.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>Lアラート基本要綱での表現の変更に伴い「災害等公共情報共有システム」を「災害等公共情報共有基盤」に変更</li> <li>第 2 条(定義)で Lアラートサービス、特別利用者、全国ノードの定義を変更</li> <li>第 2 条(定義)で基本サービス、付加サービス及び緊急速報メールの定義を記載</li> <li>第 10 条(サービス利用者等の公開)で利用責任者等の所属部署及び連絡先の公共情報コモンズ wiki での公表を追加。また、その実施は平成 29 年 10 月 1 日とする旨附則に記載。</li> <li>別紙1で情報伝達者が防災気象情報、国民保護情報を利用するには、避難勧告・指示情報の住民への伝達を行う必要がある旨を明記</li> <li>第 18 条別紙1の内容を別紙1(Lアラート サービス項目)と別紙1-2(Lアラート 接続及び財団が提供する設備)に分割し、別紙1で基本サービスと付加サービスの内容を記載</li> <li>第 26 条の2第 3 項で既に接続している設備の改修等を行う場合の申請について追加</li> <li>第 39 条の2にサービス利用者等が業務の委託する場合の条件を記載</li> <li>別紙1でサービスの内容に基本サービス、付加サービスの区別を記載</li> <li>別紙1の留意事項に全国センターとバックアップセンターとの間での情報の発信・取得方法について記載</li> <li>自治体の表現を地方公共団体に変更</li> </ul>
平成 29 年 6 月 30 日	1.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 2 条(4)の情報発信者の定義で「災害等公共情報を発信する官公庁」を「災害等公共情報を発信する官公庁(以下「官公庁」といいます)」に変更</li> <li>第 10 条第 2 項の「サービス利用者等」を「サービス利用者」に変更</li> </ul>
平成 30 年 3 月 22 日	1.11	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 11 条第 4 項で「財団は利用契約の締結を拒否することができません。」を「財団は利用契約の締結を行いません。」に変更</li> <li>規約第 11 条、第 16 条、別紙4における「審査」と「認定」の用語の不統一を「審査」に統一</li> <li>規約第 16 条第 2 項(1)の「資格認定基準」を「資格基準」に変更</li> <li>規約第 32 条第 1 項を削除</li> <li>規約第 33 条に第 8 項を追加</li> <li>連携システムの接続等に関する細則第 3 条第 2 項を削除</li> <li>連携システムの接続等に関する細則第 3 条第 5 項のメールに関する記述を削除。併せて、より適正な表現に変更。</li> </ul>

日付	版	改正内容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則表1の防災気象情報の項に「気象警報・注意報 H27」を追記し、「気象警報・注意報」を削除。</li> </ul>
2019年4月23日	1.12	<ul style="list-style-type: none"> <li>規約第1条(サービス規約の適用)第2項へ細則を追記。 (10) Lアラート サービス利用資格審査に関する細則(一般情報伝達者編)(CMNS-A20-012)</li> <li>上記細則に基づき、一次及び二次審査の同意書を追加</li> <li>規約第11条(本サービスの利用資格審査) 「一般情報伝達者については第1条第2項第10号の細則に基づく資格審査を実施すること」を追記。併せて、より適正な表現に変更。</li> <li>財団の年号表記の方針決定(財団内文書を西暦に統一)に従い、年号を西暦表示に切替え。</li> </ul>
2020年5月21日	1.13	<ul style="list-style-type: none"> <li>規約第2条に、(20)Lアラートツール(Lアラートビューワ)の定義、(21)サービス提供ツールの定義を追加</li> <li>緊急速報メールの項番(22)へ変更、及び緊急速報メール先に、楽天モバイル(株)を追加</li> <li>ビューワの説明では、コモンズビューワとLアラートビューワを併記。(コモンズツールとLアラートツールも同様)</li> <li>コモンズツールのみの記載を、Lアラートツールを含めた、サービス提供ツールに置換。</li> </ul>
2021年5月18日	1.14	<ul style="list-style-type: none"> <li>規約30条2項に、特別利用者を追加</li> <li>別紙1 1.1(ア)(1)基本情報に停電発生状況を追加</li> <li>別紙1の、「避難勧告・指示情報」を避難情報に変更(災害対策基本法の改正により避難勧告がなくなった為)</li> </ul>
2023年4月10日	1.20	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防庁の(被害情報収集ハブ)や、今後発生しうる同様の役割を担うシステムを包括できるよう新たに利用者(情報仲介者と称す)を定義する。</li> <li>消防庁の(被害情報収集ハブ)や、今後発生しうる同様の役割を担うシステムを包括できるよう新たに利用者(情報仲介者と称す)の役割を追加する。</li> <li>情報仲介者をサービス利用者等を含めるよう、その定義に追加する。</li> <li>利用契約の締結に情報仲介者を追加する。</li> <li>Lアラートシステムの機能追加および改廃に関する細則で、改善提案をサービス利用者と財団に限定しているので、情報仲介者も含めるように変更する。</li> <li>特別利用者と協力事業者の定義や役割にLアラートへの向上へ重点をおく旨を記載する。</li> <li>ノード名称が現行運用と合わない。 全国ノード → 本番環境 テストノード → 試験県境 利用者設置ノード → 定義自体を削除する。(現在、利用状況が無い為)</li> <li>LGWAN は利用しなくなるためその記載を削除する。</li> <li>別紙と細則で二重に記載がある部分を細則に一本化する。</li> </ul>

日付	版	改正内容
		以下の情報は提供しなくなるため削除する <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川水位情報</li> <li>・雨量情報</li> </ul> 個々のツールを規約には記載しないようにする。(細則で確認)
2025年4月1日	1.21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般情報伝達者と協力事業者の2年単位の継続利用申請を廃止し、最終利用日を「当事者間の協議により終了の期日を定める」と変更する</li> <li>・情報伝達者の「情報種別による利用条件」を追記する。(細則)</li> <li>・防災気象情報の情報種別を追加する。(細則)</li> </ul>
2026年3月13日	1.22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規約第4条(サービス規約及び細則の変更)に追記               <ol style="list-style-type: none"> <li>2 サービス利用者等は、L アラートサービスの運営主体が変更される場合、L アラートサービスの運営主体の変更、利用契約に基づく権利及び義務の移転並びにサービス利用者に関する情報を移転することについてあらかじめ同意することとします。</li> </ol>               上記追記に伴い、第4条の項目番号を修正             </li> <li>・規約第11条(本サービスの利用資格審査)に追記               <ol style="list-style-type: none"> <li>2 第4条第2項に係る運営主体の変更時に、前項に基づく利用資格審査が完了していないサービス利用申込者(以下「当該サービス利用申込者」という。)が存在する場合、変更後の運営主体は当該サービス利用申込者の利用資格審査結果を引き継ぐとともに、当該サービス利用申込者は、その審査に係る情報を変更後の運営主体が引き継ぐことを同意するものとする。</li> </ol>               上記追記に伴い、第11条の項目番号を修正             </li> <li>・規約第11条3項で、「同一の利用申込者が特別利用者と特別利用者以外のサービス利用者等への両方の申込みはできません」を、「財団が特に認める場合を除き、同一の利用申込者が特別利用者と特別利用者以外のサービス利用者等への両方の申込みはできません」に変更。</li> <li>・防災気象情報の情報種別を追加する。(細則)</li> </ul>

## 目 次

第1章	総則.....	7
第2章	契約の締結等.....	10
第3章	サービス.....	13
第4章	設備.....	15
第5章	利用料金.....	16
第6章	サービス利用者等の責務及び権利等.....	16
第7章	秘密情報等の取り扱い.....	21
第8章	損害賠償等.....	22
別紙1	「Lアラート サービス項目」	
別紙1-2	「Lアラート 接続及び財団が提供する設備」	
別紙2	「Lアラート センターの業務範囲」	
別紙3	「Lアラート サービスにおける秘密情報」	
別紙4	「Lアラート サービス 利用資格審査基準」	
別紙5	「Lアラート サービス提供ツールを市町村に使用させる場合 における都道府県の責務」	

「Lアラート」は一般財団法人マルチメディア振興センター及び総務省共同の登録商標です。(登録第5802710号)

## 第1章 総則

### (サービス規約の適用)

第1条 一般財団法人マルチメディア振興センター(以下「財団」といいます)は、「Lアラートサービス利用規約」(以下「サービス規約」といいます)に基づき、災害等公共情報共有基盤である「Lアラートサービス」(以下「本サービス」といいます)を提供します。

- 2 サービス規約は、「Lアラート基本要綱」を基本原則として本サービスを利用するにあたっての規約を定めるものとします。またサービス規約の解釈及び運用において必要な細部の事項は次の各号に掲げる細則(以下「細則」といいます)として別に定めるものとします。
  - (1) Lアラート サービス利用者アカウントの発行と管理に関する細則(CMNS-A20-003)
  - (2) Lアラート ソフトウェアの利用に関する細則(CMNS-A20-004)
  - (3) Lアラート 情報発信及び受信に関する細則(CMNS-A20-005)
  - (4) Lアラート 情報種別の追加及び改廃に関する細則(CMNS-A20-006)
  - (5) Lアラート システムの機能追加及び改廃に関する細則(CMNS-A20-007)
  - (6) Lアラート 連携システムの接続等に関する細則(CMNS-A20-008)
  - (7) Lアラート 本番利用開始手順に関する細則(CMNS-A20-009)
  - (8) Lアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則(CMNS-A20-010)
  - (9) 「Lアラート」商標及びロゴの利用に関する細則(CMNS-A20-011)
  - (10) Lアラート サービス利用資格審査に関する細則(一般情報伝達者編)(CMNS-A20-012)

### (用語の定義)

第2条 サービス規約及び前条に定める細則では以下の用語を使用します。

- (1) 災害等公共情報  
災害関連情報をはじめとした公共性の高い情報。
- (1-2) 災害等公共情報共有基盤  
災害等公共情報を有する者と当該情報を広く地域の居住者、滞在者その他の者(以下「地域住民」という。)に伝達する手段を有する者とがひとつの情報システムを共有することによって、両者の間での効率的な情報共有と多様な手段を活用した流通を実現する社会システムであり、情報インフラ。
- (1-3) Lアラート  
災害等公共情報について、第4項に定める情報発信者と第5項に定める情報伝達者の間での効率的な情報共有と流通を実現する、社会システム及び情報インフラの総称。
- (2) 削除
- (3) Lアラートサービス  
財団がLアラートにおいて提供するサービスの総称。なお、Lアラートサービスは、情報の受発信に関するサービス、その他の付加サービスの2種に、また、情報の受発信に関するサービスは更に「基本サービス」と「付加サービス」の2種類に分類されます。
- (3-2) 基本サービス  
基本サービスとは「公共情報共有基盤」を実現するにあたって基本的な機能を提供するものです。詳細は、「Lアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則(CMNS-A20-010)」表1「情報種別」に定めるものとします。
- (3-3) 付加サービス

付加サービスとはサービス利用者の利便性を高める情報の共有を実現すべく基本サービスに加えて提供するものです。詳細は、「Lアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則 (CMNS-A20-010)」表1「情報種別」に定めるものとします。なお、本情報を利用するには、避難情報を受信し、地域住民に情報伝達していることが前提となります。本情報のみの利用はできません。

- (4) 情報発信者  
災害等公共情報を保有し、Lアラートに向けてその情報を発信する者。地方公共団体、災害等公共情報を発信する官公庁(以下「官公庁」といいます)、団体、公共サービスを提供する民間事業者等。
- (4-2) 情報仲介者  
自ら情報の発信は行わず「情報発信者」からの災害等公共情報を集約し、XML 仕様に基づいてその情報をLアラートに向けて仲介する者を「情報仲介者」と言う。官公庁もしくは事業者団体。
- (5) 情報伝達者  
Lアラートから受信した災害等公共情報を広く地域住民に向けて伝達・提供することを目的とした行為(以下「情報伝達」という。)を行う者。
- (5-2) 特定情報伝達者  
情報伝達者のうち、災害等公共情報を集約、編集する等して一定の付加価値を加え、情報伝達を行う放送事業者、新聞社その他のマスメディア関連の事業者。
- (5-3) 一般情報伝達者  
特定情報伝達者以外の情報伝達者。ポータル事業者、デジタルサイネージ事業者等。
- (6) 削除
- (7) サービス利用者  
本サービスを利用する、情報発信者及び情報伝達者の総称。
- (8) 特別利用者  
サービス利用者及び情報仲介者以外の者で、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材を構成員とする団体等で公共性、公益性又は本サービスの普及や向上の観点からLアラートから受信した災害等公共情報を利用することを財団から認められた者。
- (8-2) 協力事業者  
他のサービス利用者等の利便性の向上に資する機能を提供することで、Lアラートサービスの普及や向上及び発展に協力することを申し出た団体で財団から認められた者。
- (8-2-1) 特定協力事業者  
協力事業者のうち、情報伝達者からの委託を受けて、Lアラートから受信した災害等公共情報を集約、編集する等して一定の付加価値を加え、当該情報伝達者に提供する者。ケーブルテレビ運営統括会社等。
- (8-2-2) 一般協力事業者  
協力事業者のうち、利用者設備を開発、販売又は提供しようとする者であって、特定協力事業者以外の者。システム関連事業者等。
- (9) サービス利用者等  
サービス利用者、情報仲介者、特別利用者及び協力事業者の総称。
- (10) 購読者  
サービス利用者等の種類によらず、情報発信者の発信する情報を受信する者の総称。
- (11) 本番環境  
Lアラートの本番システムで、財団が設置、運用するもの。全国センター、バックアッ

プセンターより構成されます。他資料における「全国ノード」は、「本番環境」に読み替えるものとする。

(12) 削除

(12-2) 試験環境

Lアラートの試験システムで、試験用のものとして財団が設置、運用するもの。他資料における「テストノード」は、「試験環境」に読み替えるものとする。

(13) 利用規約等

本サービス規約及び前条2項に定める細則の総称。

(14) 利用契約

利用規約等に基づき財団とサービス利用者等との間に締結される、本サービスに関する利用契約。

(15) 利用契約等

利用契約及び利用規約等の総称。

(16) 利用者設備

本サービスの提供を受けるためサービス利用者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア。

(17) 本サービス用設備

本サービスを提供するにあたり、財団が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア。

(18) 本サービス用設備等

本サービス用設備及び本サービスを提供するために財団が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線。

(19) コモンズツール

財団がサービス利用者等に対して提供する、情報発信用のソフトウェア

(20) Lアラートツール

財団がサービス利用者等に対して提供する、情報受信用のWEB版ソフトウェア

(21) サービス提供ツール

コモンズツールとLアラートツールの総称。詳細は、「Lアラートソフトウェアの利用に関する細則(CMNS-A20-004)」に定めるものとします。

(22) 緊急速報メール

(株)NTT ドコモ、KDDI(株)(沖縄セルラー電話(株)を含む)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)がそれぞれ「緊急速報「エリアメール」サービス利用規約」、「緊急速報メール「災害・避難情報」提供 サービス利用規約」、「緊急速報メール サービス利用規約」に基づいて提供するサービスを総称します。

(財団からの通知)

第3条 財団からサービス利用者等への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又は財団の運営するサービス利用者等の専用ホームページ「コモンズWiki」に掲載する等、財団が適当と判断する方法により行います。

- 2 前項の規定に基づき財団からサービス利用者等への通知を電子メールの送信又は財団の運営するコモンズWikiへの掲載により行う場合、サービス利用者等に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はコモンズWikiへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

(サービス規約及び細則の変更)

第4条 財団は、自らの判断によりサービス規約及び細則を随時変更することができるものとします。なお、この場合には、サービス利用者等の利用条件その他利用契約の内容は、

変更の際の附則に特段の定めがない限り、変更後の新サービス規約及び細則を適用するものとします。

- 2 サービス利用者等は、L アラートサービスの運営主体が変更される場合、L アラートサービスの運営主体の変更、利用契約に基づく権利及び義務の移転並びにサービス利用者に関する情報を移転することについてあらかじめ同意することとします。
- 3 サービス規約及び細則の変更は、公平性、公正性を十分に配慮して行います。
- 4 財団は、サービス規約及び細則の変更を行う場合は、30日の予告期間において、変更後の新サービス規約及び細則の内容をサービス利用者等に通知するものとします。ただし急を要する変更に際しては、財団は必要に応じて予告期間を短縮することができるものとします。

(権利義務譲渡等の禁止)

第5条 サービス利用者等は、あらかじめ財団の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡、その他の処分をしてはならないものとします。

(合意管轄)

第6条 サービス利用者等と財団の間で訴訟の必要が生じた場合には、日本国の国際裁判管轄に服するものとし、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第7条 利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

(協議等)

第8条 利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は、両者誠意を持って協議の上解決することとします。なお、利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨を尊重して、法令、慣習、並びに当事者の意思に基づき判断するものとします。

## 第2章 契約の締結等

(利用契約の締結等)

第9条 本サービスの利用を希望する団体(情報仲介者、特別利用者及び協力事業者としての利用を希望する者を含みます。)は財団と所定の手続きによる利用契約を締結するものとします。利用契約は、本サービスの利用申込者が、財団所定の利用申込書を財団に提出し、財団がこれに対し第11条に定める利用資格審査を行い、財団所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、本サービスの利用申込者は利用規約等の内容を承諾の上、当該団体の代表者が申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、財団は、本サービスの利用申込者が利用規約等の内容を承諾しているものとみなします。

- 2 利用契約の変更は、契約者が財団所定の利用変更申込書を財団に提出し、財団がこれに対し財団所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。
- 3 本サービスの利用申込とそれに対する承諾により利用契約が締結された場合、財団は速やかに本サービスの利用開始にあたって必要な手続きを取るものとします。

(利用責任者及び技術担当者)

第9条の2 サービス利用者等は、本サービスの利用に関する利用責任者及び技術担当者をあらかじめ定めた上、財団所定の利用申込書に記載して財団へ通知するものとします。

本サービスの利用に関する財団との連絡・確認等は、原則として技術的な内容については技術担当者を通じ、それ以外の内容については利用責任者を通じて行うものとします。

- 2 サービス利用者等は、利用申込書に記載した利用責任者又は技術担当者に変更が生じた場合、速やかに財団所定の方法でその変更を行うものとします。サービス利用者等が当該通知を怠ったことにより生じた不利益について、財団はいかなる責任も負わないものとします。

#### (サービス利用者等の公開)

第10条 財団は、Lアラートの普及促進等を目的として、本サービスの利用契約を締結したサービス利用者等の名称及び利用状況を一般に公開するものとします。

- 2 財団は、サービス利用者の利用責任者もしくは利用責任者が別に定める部署名及び連絡先を利用責任者の同意を得た上で公共情報コモンズ wiki に掲載し、サービス利用者に公開します。なお、公開に同意しない者に対しては他のサービス利用者の部署名及び連絡先を公開しないものとします。

#### (本サービスの利用資格審査)

第11条 財団は、サービス利用申込者が選択したサービス利用者等の種別(情報発信者、特定情報伝達者、一般情報伝達者、特別利用者、情報仲介者又は協力事業者のいずれか)に従い、その所定の利用申込書の別紙4「Lアラートサービス 利用資格審査基準」に基づく書面審査を行うほか、情報仲介者、特別利用者及び協力事業者については対面審査を、一般情報伝達者については第1条第2項第10号の細則に基づく資格審査及び対面審査を実施するものとします。

- 2 第4条第2項に係る運営主体の変更時に、前項に基づく利用資格審査が完了していないサービス利用申込者(以下「当該サービス利用申込者」という。)が存在する場合、変更後の運営主体は当該サービス利用申込者の利用資格審査結果を引き継ぐとともに、当該サービス利用申込者は、その審査に係る情報を変更後の運営主体が引き継ぐことを同意するものとする。
- 3 利用申込者が複数のサービス利用者等の種別の審査を希望する場合、当該利用申込者は各サービス利用者等の種別ごとに、本サービスの利用の申込、利用資格審査、利用契約締結を要するものとします。なお、財団が特に認める場合を除き、同一の利用申込者が特別利用者と特別利用者以外のサービス利用者等の両方への申込みを行うことはできません。
- 4 本サービスの利用資格審査の標準処理期限は、財団が利用申込書を受領した日から1か月又は20営業日のうち遅く到来した日とします。
- 5 利用申込者が資格審査基準を満たさない場合、財団は利用契約の締結を行いません。

#### (利用変更申込書の提出)

第12条 サービス利用者等は、その名称、商号、所在地、住所、連絡先又はその他利用申込書の契約者等にかかわる事項に変更のあるときは、財団の定める方法により変更実施日の30日前までに財団所定の利用変更申込書を提出するものとします。

- 2 財団は、サービス利用者等が前項の利用変更申込書の提出を怠ったことにより、財団からの通知の不到達その他の事由による損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

#### (一時的な中断及び提供停止)

第13条 財団は、次の各号のいずれかに該当する場合には、サービス利用者等への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

- (1) 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合

- (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
- (3) その他不可抗力により本サービスを提供できない場合
- 2 財団は、本サービス用設備等の定期点検を行う等必要があるときは、サービス利用者等に事前に通知の上、本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止できるものとします。
- 3 財団は、サービス利用者等が利用契約等に違反した場合(本サービス規約に基づく財団からの費用の請求に応じない場合を含みます。)には、サービス利用者等への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
- 4 財団は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関してサービス利用者等又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(サービス及び利用契約の有効期間)

- 第14条 財団は、本サービスの提供を平成23年6月13日から開始し、情報発信者である地方公共団体又は特定情報伝達者又は情報仲介者と財団との間の利用契約については終了の期日を定めません。
- 2 情報発信者(地方公共団体を除く。)と財団との間の利用契約については、当事者間の協議により終了の期日を定めることができるものとします。
  - 3 特定情報伝達者である特定協力事業者と財団との間の利用契約については終了の期日を定めません。
  - 4 一般情報伝達者又は協力事業者(特定情報伝達者である場合を除く。)と財団との間の利用契約については、当事者間の協議により終了の期日を定めることができるものとします。
  - 5 特別利用者(官公庁を除く。)と財団との間の利用契約については、当事者間の協議により終了の期日を定めることができるものとします。
  - 6 官公庁である特別利用者(情報発信者である場合を除く。)と財団との間の利用契約については、当事者間の協議により終了の期日を定めることができるものとします。
  - 7 情報仲介者と財団との間の利用契約については、当事者間の協議により終了の期日を定めることができるものとします。
  - 8 前7項にかかわらず、財団が本サービスを終了する場合、第 22 条(本サービスの運営体制)第 2 項に定める諮問機関と合議の上、相当の猶予期間を置いた本サービスの終了期日を決定し、サービス利用者等に速やかに通知するものとします。ただし、経営上その他やむを得ない事由がある場合には、財団は諮問機関との合議を経ることなく本サービスを終了することができるものとします。

(利用継続申込書の提出)

第14条の2 削除

(サービス利用者等からの利用契約の解約)

- 第15条 サービス利用者等は、解約希望日の30日前までに財団所定の解約希望申込書を提出することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。
- 2 財団は、第16条の2に規定された利用契約の終了に伴う手続きがすべて履行されたことを確認した上で、解約申込者に対し、利用契約の解約を承諾した旨の通知を行います。当該承諾の通知の発信をもって、当該利用契約が解約希望日に解約されることとなります。
  - 3 解約希望日の記載のない場合又は解約希望申込書が財団に到着した日から解約希望日までの期間が30日未満の場合、解約希望申請書の到着日より30日後を契約者の解約希望日とみなすものとします。

(財団からの利用契約の解約)

第16条 財団は、その判断により、サービス利用者等へ事前に通知の上、利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。ただし、財団は、解約に当たって、サービス利用者等の利用の状況に配慮することとします。

- 2 財団は、サービス利用者等が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、サービス利用者等への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。
  - (1) サービス利用者等の業容、業務実施状況の変更等により、当該サービス利用者等が資格基準を満たさなくなった場合
  - (2) 利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に虚偽記入又は記入もれがあった場合
  - (3) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
  - (4) 利用契約等に違反(本サービス規約に基づく財団からの費用の請求に応じない場合を含みます。)し財団がかかる違反の是正を催告した後にも合理的な期間内には是正されない場合
  - (5) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
  - (6) 前各号に定める他、利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合

(利用契約の終了に伴う手続)

第 16 条の2 サービス利用者等は、事由の如何を問わず、利用契約が終了したときは、財団の指示に従い、第 41 条(秘密情報の取り扱い)に定める秘密情報及び財団から提供された文書、電磁的記録媒体、電子データその他有形無形の一切の情報(一般に公開しているものを除きます。)を財団に返還し又は廃棄しなければならないものとします。

### 第3章 サービス

(サービスの名称)

第17条 本サービスの名称は、「Lアラートサービス」とします。

- 2 「Lアラート」は、財団及び総務省共同の登録商標(登録第 5802710 号)であり、サービス利用者等が「Lアラート」の名称を使用するには、細則に定める場合のほか、以下に示す方法によって財団及び総務省共同の商標権を明示しなければなりません。

例) 「Lアラート」は一般財団法人マルチメディア振興センター及び総務省共同の登録商標です。

(本サービスの内容)

第18条 財団が提供する本サービスの内容は、別紙 1「Lアラート サービス項目」に定めるとおりとします。

- 2 サービス利用者等は、以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。
  - (1) 本サービスに財団に起因しない不具合が生じる場合があること
  - (2) 本サービスの不具合については、財団は一切その責を免れること
  - (3) 本サービスで送受される情報の伝達内容の正確性、妥当性について、財団は関知しないこと
  - (4) 利用者設備の本サービス用設備への接続に関する可用性、適合性等について、財団は保証するものでないこと
  - (5) 協力事業者の提供する設備及びサービスの可用性及び適合性等について、財団は保証するものではないこと
- 3 サービス利用者等は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾

するものとします。

- 4 本サービスへの接続及び財団が提供する設備については、別紙 1-2「Lアラート 接続及び財団が提供する設備関連」に定めるとおりとします。

(本サービスの追加・変更・廃止)

第19条 本サービスではサービス種別及び機能の追加・変更・廃止を行うことがあります。サービス種別及び機能の追加・変更・廃止は、財団又はサービス利用者等の発議によるものとします。特別利用者及び協力事業者による発議は認めません。

(本サービスの提供区域)

第20条 本サービスは、日本国内での利用を対象として提供します。

(本サービスの運営方針)

- 第21条 財団は、本サービスの運営にあたっては公平性、中立性を保つように努めるものとします。
- 2 本サービスの運営においては、営利を目的とした活動は認められないものとします。ただし、本サービスの追加、改修、維持等のために支出した費用の全部又は一部の負担をサービス利用者等に求める行為は、この営利目的の活動には該当しません。
  - 3 財団は本サービス利用期間中、継続的かつ安定的にサービスを提供するように努めます。

(本サービスの運営体制)

- 第22条 財団は、専任的に本サービスの運営にあたる組織として「Lアラート運用センター」を設置するものとします。Lアラート運用センターの組織体制及び職制は財団の規定により、変更、改正についても財団の規定に従うものとします。
- 2 財団は本サービスの運営における公平性、中立性を担保するため、地方公共団体(市町村を含む。)、テレビ放送事業者その他のサービス利用者である団体に所属する職員及び防災又は減災に関する有識者を構成員とする諮問機関を設け、財団が運用に関わる重要事項と判断した事項については当該諮問機関に対して諮問を行うものとします。

(Lアラート運用センターの業務)

- 第23条 本サービスの運営におけるLアラート運用センターの業務として以下事項を定め、各業務に関する詳細は別紙「Lアラート運用センター業務範囲」に定めます。
- (1) システム運用・保守
  - (2) サービス利用者等の管理
  - (3) 削除
  - (4) 規約類、書式類の制定及び改定
  - (5) 問い合わせ対応

(委託)

第24条 財団は、サービス利用者等に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を財団の判断にて第三者に委託することができます。この場合、財団は、当該委託先(以下「委託先」といいます)に対し、第41条(秘密情報の取り扱い)及び第42条(個人情報の取り扱い)のほか当該委託業務遂行について利用契約等所定の財団の義務と同等の義務を負わせるものとします。

## 第4章 設備

### (本番環境)

第25条 財団は、本サービスの提供設備として本番環境を設置し、これを運用します。設置場所は財団が適切に判断します。

### (試験環境)

第 25 条の 2 財団は、本サービスの試験用設備として試験環境を設置し、これを運用します。

- 2 サービス利用者等で試験環境の利用を希望する者は、利用開始希望日の14日前までに財団が定める方法により財団に利用の申し込みを行うものとします。財団がこれを認める場合には、財団所定の方法により承諾の通知を発信します。
- 3 財団は、試験環境を利用する者への事前の通知又は承諾を要することなく、試験環境の全部若しくは一部の提供を停止することができるものとします。ただし、財団は、停止に当たって、試験環境を利用する者の利用の状況に配慮することとします。
- 4 財団は、前項に基づく試験環境の提供の停止によりサービス利用者等又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

### (利用者設置ノード)

第26条 削除

### (利用者設備)

第 26 条の 2 サービス利用者等が利用者設備を設置する場合、当該利用者設備の本サービス用設備への接続は財団が定める条件を満たすものでなければなりません。

- 2 サービス利用者等が設置する利用者設備が前項に相違する場合、当該サービス利用者等は、当該利用者設備により本サービスの提供を受けられません。
- 3 本サービスと接続するために利用者設備を新規に設置する者又は既に接続している設備の改修等を行う者は、事前に財団所定のLアラート連携システム接続申請書を提出しなければなりません。なお、本項に該当する者が情報発信者である場合、当該設備(既に接続済みで改修等をした設備も含む)の接続前に財団所定の検査に合格しなければなりません。また、財団は、財団が必要と認めた場合、その他のサービス利用者に対しても検査の合格を求めることができます。
- 4 利用者設備の開発、改修等に関する費用、利用者設備を本サービスに接続するための工事、試験、設定変更等に関する費用(財団に発生する費用を含みます。)及び接続に要する通信費用はサービス利用者等が負担するものとします。財団に費用が発生した場合、サービス利用者等は、財団に対し当該費用を支払うものとします。

### (本サービス用設備等の障害等)

第27条 財団は、本サービス用設備等について障害があることを知り、かつサービス上の影響が発生することを認識した場合、遅滞なくサービス利用者等にその旨を通知するものとします。

- 2 財団は、財団の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧します。
- 3 財団は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する財団が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。
- 4 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、サービス利用者等及び財団はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

- 5 財団は、サービス利用者等の責により生じた本サービス用設備等の修理又は復旧に要した費用の全部又は一部につき、当該サービス利用者等にその負担を求めることができるものとしします。

(本サービス用設備における責任分界)

第28条 本サービス用設備における責任分界については次の通り定めます。

- (1) 本番環境及び試験環境のソフトウェア  
本番環境及び試験環境で動作するソフトウェアの管理責任は、財団にあるものとしします。
- (2) 本番環境及び試験環境のハードウェア  
本番環境及び試験環境のハードウェアの管理責任は、財団にあるものとしします。
- (3) 削除
- (4) 削除
- (5) サービス提供ツール  
サービス提供ツールのソフトウェアの管理責任は、財団にあるものとしします。ただし、サービス提供ツールの利用者は、これを自己の責任において使用するものとし、利用方法及び動作させる PC 環境に起因する問題については利用者自らが解決するものとしします。サービス提供ツールの利用者が、その故障の事実及び解析に必要な情報を書面にて財団に報告を行った場合、財団は原因究明のための調査を行い、改善に努めるものとしします。
- (6) 削除
- (7) 財団が設置する通信回線  
財団が設置する本番環境へのアクセス用回線(VPN 等)及びその收容設備については、財団に管理責任があるものとしします。ただし、当該アクセス用回線への接続のためにサービス利用者等が独自に設置した機器等についてはサービス利用者等に管理責任があるものとしします。
- (8) その他の通信回線  
サービス利用者等の固有システムとの接続用回線や地方公共団体独自ネットワーク及びそれらの收容設備等は、サービス利用者等に管理責任があるものとしします。また、サービス利用者等が本番環境へのアクセスを目的として独自に設置した通信回線は、その全範囲についてサービス利用者等に管理責任があるものとしします。

## 第5章 利用料金

(本サービスの利用料金)

第29条 本サービスの利用は、原則として無料としします。ただし、一部の付加的なサービス項目については、そのサービス項目を利用するサービス利用者等に対して、通信料、器具備品購入費、利用料等の費用の全部又は一部の負担を求めることができるものとしします。費用の負担は、当該付加サービスの運営原資の確保を目的とし、収益を目的とはしません。

- 2 前項の付加的サービスの内容及び費用の負担方法等は、第 22 条(本サービスの運営体制)第 2 項に定める諮問機関による意見を踏まえ、財団が公平かつ公正に決定するものとしします。

## 第6章 サービス利用者等の責務及び権利等

(サービス利用の開始)

- 第30条 情報発信者は、サービス利用の開始に先立ち、財団の指示に従い発信予定の全情報種別について財団が指定する適合検査に合格しなければなりません。
- 2 システム連携(Lアラートのシステムとサービス利用者等の側のシステムとを通信回線を通じて接続し、データの発信又は受信を行うことをいう。)を行う情報発信者、情報伝達者、情報仲介者、協力事業者、及び特別利用者にあつては、サービス利用の開始に先立ち、財団が実施する適合検査に合格しなければなりません。
  - 3 本番情報(実業務を開始した情報発信者がLアラートに向けて発信した災害等公共情報をいう。)の発信に先立ち、情報発信者は、所定の書式により財団に通知しなければなりません。
  - 4 情報発信者は、運用開始後も定期的に発信訓練を実施するものとします。

(情報発信者の責務)

- 第31条 情報発信者は、「Lアラート基本要綱」第 4 条第 1 項“情報提供の迅速性・適切性、情報の的確性・信頼性の原則”及び第 4 条第 2 項“地域住民の視点での必要性、有用性の原則”に十分留意し、本サービスにおいて情報を発信するにあたっては情報の内容の正確性を担保する責任を負うとともに、出来るだけ速やかに情報を発信するよう努めるものとします。
- 2 情報発信者は情報を発信するにあたって、全ての購読者に対して公平性、中立性を保つこととします。
  - 3 情報発信者は、第3条の財団からの通知を受けた場合、その内容を確認し、必要な対応をとる責務があります。
  - 4 本サービスが機能しない状況にあつては、多様な代替手段により災害等公共情報の発信を行うものとし、日ごろから訓練をするものとします。
  - 5 情報発信者は、誤った情報を発信した場合において速やかにその状況に応じて訂正情報又は取消情報を発信し、情報の修正を行うものとします。
  - 6 情報発信者は、その利用者設備の運営に重大な支障等が生じた結果、情報の発信が行えない場合においては、早急な復旧に努めるとともに、できる限り速やかに財団に対して、生じている重大な支障の内容、復旧までの目途等所要の報告を行う(財団から求められた場合も同様)ものとします。
  - 7 都道府県にあつては、サービス提供ツールを市町村に利用させるにあたって別紙「サービス提供ツールを市町村に使用させる場合における都道府県の責務」を負うものとします。

(情報発信者の権限)

- 第32条 削除
- 2 購読者の個人情報、前項にいう購読者に関する情報には含まないものとします。購読者の個人情報に関する取り扱いについては第 42 条(個人情報の取り扱い)に従うものとします。
  - 3 情報発信者がLアラートから受信した災害等公共情報(当該情報発信者がLアラートに発信した情報を除く。)を自らの媒体を利用して伝達するには、当該情報発信者は情報伝達者としての利用申込書を財団に提出する必要があります(第11条の利用資格審査を要しません)。この場合、情報発信者は情報伝達者としての責務と権限の適用を受けます。

(情報仲介者の責務)

- 第 32 条の 2 情報仲介者は、情報発信者とLアラート間の情報連携の責任を負うものとします。
- 2 情報仲介者は、第3条の財団からの通知を受けた場合、その内容を確認し、必要な対応をとる責務があります。
  - 3 情報仲介者は、Lアラートとのシステム連携に支障が生じた場合は、直ちにその復旧に

努めるとともに、財団に対しては速やかに状況及び復旧までの目途等の報告を行う(財団から求められた場合も同様)ものとします。

- 4 情報仲介者は、発信訓練や啓発活動に協力するものとします。

#### (情報仲介者の権限)

第 32 条の 3 情報仲介者がLアラートから受信した災害等公共情報を自らの媒体を利用して伝達するには、当該情報仲介者は情報伝達者としての利用申込書を財団に提出する必要があります(第11条の利用資格審査を要しません)。この場合、情報仲介者は情報伝達者としての責務と権限の適用を受けます。

#### (情報伝達者の責務)

第33条 情報伝達者は、「Lアラート基本要綱」第 4 条第 1 項“情報提供の迅速性・適切性、情報の確性・信頼性の原則”及び第 4 条第 2 項“住民の視点での必要性、有用性の原則”に十分留意するとともに、本サービスにおいて受信した情報を地域住民に伝えるに際しては、その社会的役割の重要性を常に認識し、その内容を損なわず正確・適切に伝達することにおいて責任を負うものとします。

- 2 情報伝達者は、第3条の財団からの通知を受けた場合、その内容を確認し、必要な対応をとる責務があります。
- 3 情報伝達者は、「Lアラート基本要綱」第11条に定める“公共情報共有基盤の目的の公共性、公益性”に十分留意し、Lアラートから受信した情報を地域住民へ提供するに際しては、当該情報提供の対価を受けないものとします。ただし、当該情報の提供に用いる配信設備等の利用の対価及び主に他の情報を提供するのに付随して当該情報が一体のものとして提供される場合における全体としての対価は、この限りではありません。
- 4 情報伝達者は、Lアラートから受信した災害等公共情報を適時かつ適切な方法により伝達するとともに、地域住民の視点に立って過剰な伝達とならないよう配慮することとします。
- 5 情報伝達者は、Lアラートから受信した災害等公共情報が適切でないことを認識した場合、自らが伝達した情報の修正を行うこととします。
- 6 情報伝達者のうち、一般情報伝達者は、毎年度末に財団の求めに応じ、本サービスの利用状況及び活動状況について、書面で財団に報告し、財団の確認を得るものとします。
- 7 情報伝達者は、その利用者設備の運営に重大な支障等が生じた結果、情報の伝達が行えない場合においては、早急な復旧に努めるとともに、できる限り速やかに財団に対して、生じている重大な支障の内容、復旧までの目途等所要の報告を行う(財団から求められた場合も同様)ものとします。
- 8 情報伝達者は情報の伝達が当該団体の責任によって行われていることを地域住民に分かるように表示しなければならない。

#### (情報伝達者の権限)

第34条 情報伝達者は、「Lアラート基本要綱」第 10 条に従い、本サービスにおいて情報伝達者自身の判断に基づいて伝達すべき情報を選択、編集し、情報の形式を変換して、伝達することができます。

#### (特別利用者の責務)

第35条 サービス利用者(情報発信者、情報伝達者)に該当しない者であっても、公共的、公益的事業を行っており、また本サービスの情報を活用することでより一層当該事業の公共的、公益的効果が期待される組織、団体又は本サービスの普及や向上に資すると認められる組織、団体に対しては「特別利用者」として本サービスの利用を認める場合があります。

- 2 特別利用者の認定については、サービス利用者と同様に、財団との利用契約及び利用資格審査を経て行うものとします。
- 3 特別利用者は、第3条の財団からの通知を受けた場合、その内容を確認し、必要な対応をとる責務があります。
- 4 特別利用者(官公庁を除く。)は、毎年度末に財団の求めに応じ、本サービスの利用状況及び活動状況について、書面で財団に報告し、財団の確認を得るものとします。
- 5 官公庁である特別利用者は、毎年度末に財団の求めに応じ、本サービスの利用状況及び活動状況について、財団との協議において決定した形式で財団に報告するものとします。
- 6 前 5 項に定めるもののほか、特別利用者が本サービスを利用するにあたって、特別の定めのない限り、利用規約等の適用についてはサービス利用者準ずるものとします。

(特別利用者の権限)

- 第36条 特別利用者は、あらかじめ財団が承認する範囲において、Lアラートから受信した災害等公共情報を利用することができます。
- 2 特別利用者は、Lアラートに向けて一切の情報の発信を行うことはできません。

(協力事業者の責務)

- 第37条 協力事業者は、最新の技術仕様の習熟に努め、利用者設備の開発、販売又は提供にあたっては、最新の技術仕様を踏まえて行うとともに、必要なサポート(技術仕様の変更があった場合には、合理的な期間内に合理的な対価で改修等を行うことを含みます。)を継続的に行うものとします。
- 2 協力事業者は、「Lアラート基本要綱」第11条に定める“公共情報共有基盤の目的の公共性、公益性”に十分留意し、情報伝達者からの委託を受けて、Lアラートから受信した災害等公共情報を当該情報伝達者へ提供するに際しては、当該情報の提供の対価を受けないものとします。ただし、特定協力事業者及びLアラートへの接続サービスを提供する一般協力事業者における当該情報の提供に用いる配信設備等の利用の対価、及び主に他の情報を提供するに付随して当該情報が一体のものとして提供される場合における全体としての対価については、この限りではありません。
  - 3 協力事業者は、第3条の財団からの通知を受けた場合、その内容を確認し、必要な対応をとる責務があります。
  - 4 協力事業者は、サービス利用者等に利用者設備を販売又は提供した場合(特定協力事業者においては、Lアラートから受信した災害等公共情報を集約、編集する等して一定の付加価値を加え、情報伝達者に提供した場合を含む。)に、遅滞なく財団に提供団体名を報告するものとします。
  - 5 特定協力事業者及びLアラートへの接続サービスを提供する一般協力事業者は、財団が定める「協力事業者における連携システムの接続に関する契約」を別途締結しなければなりません。
  - 6 協力事業者は、毎年度末に財団の求めに応じ、本サービスの利用状況及び活動状況について、書面で財団に報告し、財団の確認を得るものとします。
  - 7 特定協力事業者及びLアラートへの接続サービスを提供する一般協力事業者は、自らが他のサービス利用者等に対して提供しているサービスについて、その利用又は運営に重大な支障等が生じた結果、サービス利用者が情報の発信又は伝達が行えない場合においては、早急な復旧に努めるとともに、できる限り速やかに財団に対して、生じている重大な支障の内容、復旧までの目途等所要の報告を行う(財団から求められた場合も同様)ものとします。

(協力事業者の権限)

- 第 37 条の 2 協力事業者は、利用者設備を開発、販売又は提供に必要なものとして、あらかじめ財団が承諾する範囲において、以下の利用が認められます。
- (1) コモンズ Wiki 情報の閲覧及び利用(最新の技術仕様に関する情報を含みます)
  - (2) 試験環境及びサンプルプログラムの利用
  - (3) サービス提供ツールの利用
- 2 特定協力事業者は、情報を提供する情報伝達者が地域住民に情報の伝達を開始することを条件として、本番環境の利用が認められます。
- 3 Lアラートへの接続サービスを提供する一般協力事業者は、情報発信者が情報を発信する、又は、情報伝達者が地域住民に情報の伝達を開始することを条件として、本番環境の利用が認められます。

(購読情報の選択の自由)

- 第38条 全てのサービス利用者は、全ての情報発信者が発信する情報を、購読者として選択し受信する権利を有します。
- 2 本サービスにおいて付加サービスとして扱われる情報のうち全部又は一部の情報については、前項にかかわらず情報発信者に起因する事由等により受信者を制限することがあります。

(サービス利用者等の設備設定・維持)

- 第39条 サービス利用者等は、以下の各号に示すうち、必要な設備を自己の責任によって設置し、その維持及び管理をするものとします。
- (1) Lアラートとの連携システム
  - (2) 削除
  - (3) 削除
  - (4) サービス提供ツール用 PC
  - (5) 削除
  - (6) インターネット接続用設備、回線
  - (7) コモンズVPN接続用設備、回線

(委託)

- 第 39 条の 2 サービス利用者等は、本サービスの利用に関して必要となる業務の一部を第三者に委託することができます。この場合、当該団体は、当該委託先(以下「委託先」といいます)に対し、第 40 条(禁止事項)、第 41 条(秘密情報の取り扱い)及び第 42 条(個人情報情報の取り扱い)のほか当該委託業務遂行において利用契約等所定の当該団体の義務と同等の義務を遵守させることにつき一切の責任を負うものとします。

(禁止事項)

- 第40条 サービス利用者等は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。
- (1) 本サービスの運営を妨害する行為
  - (2) 他のサービス利用者等及び第三者の業務及びそれに類する作業を妨害する行為、又は他のサービス利用者等及び第三者に不当な業務的負担を強いる行為
  - (3) 財団、他のサービス利用者等又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
  - (4) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
  - (5) 本サービスの利用により受信した、他の情報発信者の発する情報を、サービス利用者等でない第三者(サービス利用者等との間にLアラートに関わるデータ処理等の業務契約を結ぶ事業者はこれに該当しないものとする)に開示する行為(サービス利用者が地域住民に向けて情報を伝達する行為は、この行為には該当し

- ません。)
- (6) 財団が提供するプログラム等を改変する、又はリバースエンジニアリング等によってプログラムの構造を解析する等の行為
  - (7) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
  - (8) 法令若しくは公序良俗に違反する行為、又は、財団、他のサービス利用者等若しくは第三者に不利益を与える行為
  - (9) 財団、他のサービス利用者等又は第三者(団体及び個人を問わない)を差別、若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
  - (10) 法に抵触するおそれがある行為
  - (11) 他のサービス利用者等又は第三者になりすまして本サービスを利用する行為
  - (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信、伝送する行為
  - (13) 無断で財団、他のサービス利用者等又は第三者に広告、宣伝、勧誘のメールを送信する行為、又は嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為
  - (14) 本サービス用設備等又は他のサービス利用者等及び第三者の設備等の利用、運営に支障を与える行為、若しくは与えるおそれのある行為
  - (15) 第 41 条(秘密情報等の取り扱い)に違反する行為
  - (16) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する行為
  - (17) サービス利用者等が遂行すべき業務全部を委託する行為
- 2 サービス利用者等は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに財団に通知するものとします。
- 3 財団は、本サービスの利用に関して、サービス利用者等の行為が本条第1項各号のいずれかに該当するものであること、又はサービス利用者等の提供した情報が本条第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前にサービス利用者等に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止できるものとします。ただし、財団は、サービス利用者等の行為又はサービス利用者等が発信又は伝達する(サービス利用者等の行為とみなされる場合も含む)情報を監視する義務を負うものではありません。

## 第7章 秘密情報等の取り扱い

(秘密情報の取り扱い)

第41条 サービス利用者等及び財団は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報(以下「秘密情報」といいます)を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
  - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
  - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
  - (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
  - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
- 2 前項の定めにかかわらず、別紙 3「Lアラートサービスにおける秘密情報」において定め

- る秘密情報については、前項に定める秘密である旨の指定、範囲の特定、表示がなされたものとみなします。
- 3 前各項の定めにかかわらず、契約者及び財団は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び財団は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後速やかにこれを行うものとします。
  - 4 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
  - 5 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上合理的に必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等(以下本条において「資料等」といいます)を複製又は改変(以下本項においてあわせて「複製等」といいます)することができるものとします。この場合、契約者及び財団は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
  - 6 前各項の規定に関わらず、財団が必要と認めた場合には、第 24 条(委託)所定の委託先に対して、委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、財団は委託先に対して、本条に基づき財団が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
  - 7 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等(本条4項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。)を相手方に返還し、秘密情報が利用者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。
  - 8 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。
  - 9 サービス利用者等は、第三者に業務を委託する場合、当該の委託先に前 8 項の内容を遵守させるとともに、当該委託先が同義務を遵守することにつき一切の責任を負うものとします。

#### (個人情報の取り扱い)

- 第42条 サービス利用者等及び財団は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。)を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。
- 2 財団は、サービス利用者等に対して、本サービスにおけるサービス利用者間相互の連携を促進することを目的として、利用責任者の氏名及び連絡先(所属部署、電話番号、メールアドレス)を提供することがあります。ただし、この場合には、財団は、事前に、当該利用責任者の書面(電子メールを含む)による承諾を得るものとします。
  - 3 個人情報の取り扱いについては、前条(秘密情報の取り扱い)第 4 項乃至第 7 項の規定を準用するものとします。
  - 4 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

## 第8章 損害賠償等

#### (自己責任の原則)

- 第43条 サービス利用者等は、本サービスの利用に伴い、他のサービス利用者等及び第三者

- に対して損害を与えた場合、又はクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。サービス利用者等が本サービスの利用に伴い、他のサービス利用者等及び第三者から損害を被った場合、又はクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
- 2 本サービスを利用してサービス利用者等が発信又は受信する情報の内容については、サービス利用者等の責任で提供されるものであり、財団はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
  - 3 サービス利用者等は、自らの責任と費用において利用者設備を設置するものとし、協力事業者より利用者設備の提供を受ける場合にも、自らの責任と費用において利用者設備を選定し利用するものとします。財団は、利用者設備に関してサービス利用者等又はその他の第三者が損害を被った場合でも、一切責任を負わないものとします。
  - 4 財団は、サービス利用者等が本サービスを利用することにより、サービス利用者等と他のサービス利用者等又は第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。
  - 5 財団は、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、いかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。

#### (損害賠償)

第44条 サービス利用者等が利用契約等に違反した行為又は不正若しくは違法な行為によって財団に損害を与えた場合には、サービス利用者等は、財団に対して、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

#### 附則

本サービス規約は平成 23 年 5 月 25 日から施行します。

#### 附則(平成 25 年 4 月 1 日改正)

本サービス規約の改正は平成 25 年 5 月 1 日から施行します。

#### 附則(平成 25 年 11 月 1 日改正)

本サービス規約の改正は平成 25 年 12 月 1 日から施行します。

#### 附則(平成 26 年 12 月 1 日改正)

本サービス規約の改正は平成 27 年 1 月 1 日から施行します。

#### 附則(平成 27 年 4 月 1 日改正)

本サービス規約の改正は平成 27 年 5 月 1 日から施行します。

附則(平成 27 年 7 月 1 日改正)

本サービス規約の改正は平成 27 年 8 月 1 日から施行します。

附則(平成 27 年 12 月 25 日改正)

1. 本サービス規約の改正は平成 28 年 2 月 1 日から施行します。
2. 本則 37 条の改正に係る契約締結の義務化について、その適用を平成 28 年 3 月 31 日まで免ずることとします。

附則(平成 28 年 12 月 1 日改正)

本サービス規約の改正は平成 29 年 1 月 4 日から施行します。

附則(平成 29 年 4 月 8 日改正)

1. 本サービス規約の改正は平成 29 年 5 月 8 日から施行します。
2. 本則 10 条 2 項の公開は、その適用を平成 29 年 10 月 1 日まで免ずることとします。

附則(平成 29 年 6 月 30 日改正)

本サービス規約の改正は平成 29 年 7 月 30 日から施行します。

附則(平成 30 年 3 月 22 日改正)

本サービス規約の改正は平成 30 年 4 月 23 日から施行します。

附則(2019 年 4 月 23 日改正)

本サービス規約の改正は 2019 年 5 月 22 日から施行します。

附則(2020 年 5 月 21 日改正)

本サービス規約の改正は 2020 年 5 月 31 日から施行します。

附則(2021 年 5 月 18 日改正)

本サービス規約の改正は 2021 年 5 月 31 日から施行します。

附則(2023年4月10日改正)

本サービス規約の改正は2023年5月10日から施行します。

附則(2025年4月1日改正)

本サービス規約の改正は2025年5月1日から施行します。

附則(2026年3月13日改正)

本サービス規約の改正は2026年3月13日から施行します。

別紙1

Lアラート サービス項目

1. 情報の受発信に関するサービス

情報の受発信に関するサービスについては、「Lアラート取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則(CMNS-A20-010)」に定めるとおりとします。

1.1. 削除

1.2. 削除

2. その他の付加サービス

2.1. コモンズソフトウェアの提供

コモンズソフトウェアの提供については、「Lアラートソフトウェアの利用に関する細則(CMNS-A20-004)」に定めるとおりとします。

2.2. 緊急速報メールの発信支援機能の提供

項目	説明
緊急速報メール 発信支援機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本機能は、規約第 2 条(22)で定義する「緊急速報メール」を地方公共団体がLアラートを利用して発信するために提供するものです。</li><li>・ 本機能は、地方公共団体のみが利用できます。</li><li>・ 地方公共団体が自ら運用する防災情報システム等から発信した緊急速報メールの情報を「Lアラート 取り扱う情報種別およびデータフォーマットに関する細則」表 1 に規定する情報種別「緊急速報メール情報」を使用してLアラートに発信する場合は該当しません。</li><li>・ 利用にあたっては、地方公共団体と携帯電話事業者と緊急速報メールの利用に係る契約が締結されている必要があります。</li><li>・ 全国センターのみで提供します。</li><li>・ この場合における携帯電話事業者は「情報伝達者」にあたりません。</li></ul>

3. 取り扱う情報種別及びデータフォーマット

取り扱う情報種別及びデータフォーマットは「Lアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則(CMNS-A20-010)」に定めるとおりとします。

4. 留意事項

全国センターとバックアップセンターの双方で取り扱う情報については、情報発信者は全国センターとバックアップセンターの両方に対して発信するものとし、また、情報伝達者、特定協力事業者及び「協力事業者における連携システムの接続に関する契約」を締結した一

## 別紙1

一般協力事業者は全国センターとバックアップセンターの両方から情報を取得するものとします。

工事、障害等で全国センターが停止した場合、情報発信者が全国センターのみに発信する情報、財団が全国センターのみで取得する情報、財団が全国センターのみで提供する機能においてサービスの中断、情報の遅延、欠落が発生します。

### 5. 有料サービスの考え方

Lアラートでは、サービスは無料での提供を基本とします。付加サービスについては運営費用の負担を当該サービスの利用者に求める場合があります。

なお、利用者設備を本サービスに接続するための工事、試験、設定変更等に関する費用はサービス利用者の負担とします。また、本接続に関し、財団に費用が発生した場合、サービス利用者等は、財団に対し当該費用を支払うものとします。

有料となる具体的なサービス項目と料金については、財団が周知します。この費用負担は財団の収益を目的とするものではなく、当該サービスの運営・維持を目的とするものであり、受益者負担を原則とします。

別紙1-2

Lアラート 接続及び財団が提供する設備関連

「連携システムの接続に関する細則(CMNS-A20-008)」に定めるものとします。

1. 削除
2. 削除
3. 削除

## 別紙2

### Lアラート 運用センターの業務範囲

Lアラート運用センターが実施する業務の範囲を以下の通り定めます。

1. システム運用・保守
  - 1) 本番環境及び試験環境の運用及び保守  
Lアラート運用センターは本番環境及び試験環境のハードウェアとソフトウェアの運用及び保守を行います。
  - 2) 削除
  - 3) 本番環境接続用回線  
サービス利用者等に対しては、VPN 又はインターネット経由で接続できる設備を用意し、提供します。ただし、当該設備までの回線及び設備は、サービス利用者等による設置、運用が必要です。
  - 4) コモンズソフトウェアの管理  
システムソフトウェア、Lアラートビューワ、コモンズツールの改版、公開を行います。更新(アップデート)については、使用するサービス利用者等による作業となります。
2. サービス利用者等の管理
  - 1) 利用申し込み受付と資格審査  
サービス利用の申し込みを受け付け、申請内容の確認と資格審査を行います。
  - 2) アカウントの発行と廃止  
サービス利用者等に対してサービス利用アカウントの発行及び廃止を行います。
  - 3) 新規参加等の周知  
サービス利用者等の新規参加又は脱退の情報を電子メールやコモンズWikiへの掲載等によって周知します。
  - 4) 周知・連絡  
サービスの運用に関わる各種情報を適宜サービス利用者等に周知、連絡します。
3. 削除
4. 規約類、書式類の制定及び改定  
Lアラートのサービス運営において、必要な規約類ならびに各種書式を適宜制定又は改定します。その制定又は改定の実施にあたってはサービス利用者等に周知します。
5. 問い合わせ対応
  - 1) 通常時の連絡、問合せ窓口  
○連絡先  
Lアラート運用センター  
TEL:03-6704-5554  
メール:commons-info@fmcc.or.jp  
  
○受付時間  
平日 9 時～17 時
  - 2) 夜間休日時の稼働状況問い合わせ

**別紙2**

- 問い合わせ先  
Lアラート夜間休日窓口(サービス利用者等に別に通知します。)
  
- 受付時間  
土日、祝日、早朝(0時～9時)、夜間(17時～24時)

6. その他、特記事項

業務全般において、原則として現地に出向いての作業実施はしません。特段の事情によりやむを得ない場合はその限りではありませんが、その場合には有料(実費)での作業となります。

別紙3

Lアラート サービスにおける秘密情報

Lアラートサービスにおいて以下事項は、秘密情報として扱います。

1. 財団が提供する全てのソフトウェアの仕様及びそれに類する情報、ソースコード
2. 財団が提供する VPN の接続に関する情報
3. 本番環境のデータセンターの所在地
4. 本番環境及び試験環境の接続に関する情報

別紙4

Lアラート サービス利用資格審査基準

Lアラートサービスでは、各サービス利用者等の各種別に対して以下の資格基準を設けます。

1. 情報発信者の資格審査基準

【基準1】

原則として法人格を有する団体であること

【基準2】

災害等公共情報を保有すること

【基準3】

当該団体の長の責任において利用申請がなされ、継続的な情報発信が可能な体制整備が行われていること

【基準4】

災害等公共情報の発信の本番実施に向けた具体的な計画を有すること

\* 情報発信者として想定される例

地方公共団体、官公庁、ライフライン事業者(電気、水道、ガス、通信、公共交通機関)等

2. 特定情報伝達者の資格審査基準

【基準1】

原則として法人格を有する団体であること

【基準2】

当該団体の長の責任において利用申請がなされていること

【基準3】

当該団体の主たる事業が放送、報道であること

\* 情報伝達者として想定される例

放送事業者(無線、有線)、新聞社等

3. 一般情報伝達者の資格審査基準

【基準1】

原則として法人格を有する団体であること

【基準2】

当該団体の主たる事業が放送、報道ではないものの、災害等公共情報を広く地域住民に伝達する手段を有すること

【基準3】

災害等公共情報を、自己の責任において集約、編集する等一定の付加価値を加え、情報伝達を行えること

【基準4】

当該団体の長の責任において利用申請がなされ、継続的な情報伝達が可能な体制整備が行われていること

【基準5】

災害等公共情報の伝達に向けた具体的な計画を有すること

【基準6】

当該団体が提供しようとするサービスが、Lアラートの情報を利用することにより、

**別紙4**

それら事業の公共性、公益性が高まること、及びLアラートの普及に貢献すると、対面審査で認められること

4. 特別利用者の資格審査基準

【基準1】

原則として法人格を有する団体であること

【基準2】

当該団体の長の責任において利用申請がなされていること

【基準3】

Lアラートから受信した災害等公共情報を利用することにより、本サービスの普及に貢献すると認められること又は当該団体の事業、業務の公共性、公益性が高まることが認められること

\*特別利用者として想定される例

官公庁、研究機関、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材を構成員とする団体等

5. 協力事業者の資格審査基準

【基準1】

原則として法人格を有する団体であること

【基準2】

当該団体の長の責任において利用申請がなされていること

【基準3】

他のサービス利用者等に対して、関連するシステムの開発、販売又は提供に関し実績があるもの、又は具体的な計画があるもの

【基準4】

他のサービス利用者等に対して、関連するシステム等の開発、販売又は提供するための技術的能力を有するもの

【基準5】

Lアラートから受信した災害等公共情報を利用することにより、本サービスの普及に貢献すると認められること又は当該団体の事業、業務の公共性、公益性が高まることが認められること

【基準6】

以下事項に同意すること

- (1) 最新の技術仕様の習熟に努め、財団が開催する技術セミナーを継続的に受講すること
- (2) 最新の技術仕様を踏まえた設備の開発、販売又は提供を行うこと
- (3) 販売又は提供した設備のサポートを継続的に行うこと(技術仕様の変更があった場合には、合理的な期間内に合理的な対価において改修等を行うことを含むものとする。)
- (4) Lアラート基本要綱、Lアラートサービス利用規約及びサービス利用にあたり必要となる手順等の一時説明を適切に実施すること
- (5) クラウド型サービス提供にあつては、サービス利用者が利用開始までに必要となる検査等について対応すること

\*協力事業者として想定される例

システム関連事業者、クラウドサービス事業者等

**別紙4**

なお、以下基準を満たす事業者は、特定協力事業者として認定することとする

**【基準7】**

情報発信者が発信する情報(災害等公共情報)を、自己の責任において集約、編集する等一定の付加価値を加え、情報伝達者に提供できること

**【基準8】**

継続的な情報伝達が可能な体制整備が行われていること

**【基準9】**

災害等公共情報の伝達に向けた具体的な計画を有すること

**【基準10】**

当該団体が提供しようとするサービスが、Lアラートの情報を利用することにより、それらの事業の公共性、公益性が高まること、及びLアラートの普及に貢献すると、対面審査で認められること

\*特定協力事業者として想定される例  
ケーブルテレビ運営統括会社等

別紙5

Lアラート サービス提供ツールを市町村に使用させる場合における都道府県の責務

都道府県は、サービス提供ツールを市町村に使用させる場合、都道府県内でサービス提供ツール担当者を指名し、次の各号に掲げる業務を行うものとします。

- (1) 市町村におけるサービス提供ツールの運用の可否に関する事前的な評価の実施
- (2) サービス提供ツールの運用方針の決定、及び財団が提供する操作マニュアルを踏まえた市町村用運用マニュアルの作成
- (3) サービス提供ツールに関する市町村への説明及び市町村からの問合せへの対応
- (4) 市町村におけるサービス提供ツールのインストール、設定及びネットワークの環境整備に関する指導
- (5) サービス提供ツールを用いてLアラートへ情報発信、又はLアラートから情報受信するための各種設定の一括管理
- (6) サービス提供ツールを使用させる場合の定期的な情報発信訓練の実施
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市町村に対する必要な助言、指導その他の援助